

亀山市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

亀山市長 櫻井義之

亀山市規則第9号

亀山市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市火災予防条例施行規則（平成17年亀山市規則第120号）の一部を次のように改正する。

様式第7号中 「
炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
ヒートポンプ冷暖房機 設置届出書
火花を生ずる設備・放電加工機
」を

「
炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備
一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機 設置届出書
火花を生ずる設備・放電加工機
」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。